平成２２年（フ）第２４号
長野県諏訪市大字中洲229番地９
債務者　古畑　耕次
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢﨑　正彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２号
大分県中津市大字下宮永５番地２
債務者　諫山　佳弘
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西畑　修司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５３５号
横浜市西区南浅間町15―17　アーバンハイツ横浜西401、住民票上の住所横浜市金沢区釜利谷西６丁目１番８号
債務者　嶋田　崇宏
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　邦生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８号
東京都町田市忠生３丁目３番地13　サニーコーポ　１―105
債務者　枕辺　進一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳久　京子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１７号
熊本市中島町1097番地
債務者　北村　京子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１６号
北海道北見市高栄東町１丁目３番35号　カネモトハイツ103号
債務者　阿部　政秋
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
福島県会津若松市一箕町松長４丁目９番地の79
債務者　本間佳代子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
埼玉県行田市佐間１丁目12番地15号　ダイヤモンドパレス水城公園303号、住民票上の住所埼玉県行田市佐間１丁目12番15号
債務者　安藤　　猛
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３５３号
千葉県市川市島尻２番34―813号
債務者　小林留美子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０２号
千葉市中央区末広１丁目15番９号
債務者　鈴木　厚美
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２号
千葉県浦安市入船６丁目４番602号
債務者　松波　利幸
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
千葉市花見川区花見川７―15―410、住民票上の住所千葉市花見川区天戸町1464番地３八千代台ハイツ310号　岡田方
債務者　長谷川幸子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
千葉県市川市大洲４丁目９番２号　藤荘201号
債務者　佐藤　礼子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県市川市末広１丁目１番５号　ハイツ早川102号
債務者　小谷　　光
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３号
千葉市若葉区貝塚町1306番地22　エアリーＩ102号
債務者　齋藤　清貴
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８０号
千葉市花見川区柏井１丁目33番11号
債務者　川村　香織
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２号
神奈川県厚木市三田2175番地
債務者　小島　和彦
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部